

○恵庭市受水槽を經由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収に関する要綱

令和6年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、受水槽を經由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により水道事業の管理者の権限を有する市長をいう。
- (2) 水道料金等 恵庭市水道事業給水条例（平成10年条例第12号。以下「給水条例」という。）第26条に規定する水道料金及び恵庭市公共下水道条例（昭和55年条例第23号。以下「下水道条例」という。）第15条に規定する公共下水道の使用料をいう。
- (3) 受水槽 給水方式が受水槽式で配水管と直接連結していないため、水道法（昭和32年法律第177号）で規定する給水装置には当たらず、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の適用を受ける給水設備をいう。
- (4) 装置 受水槽以下に設置された装置であって、子メーター等の給水設備をいい、受水槽と同様に水道法で規定する給水装置にはあたらず、建築基準法施行令の適用を受ける給水設備をいう。
- (5) 申請者等 給水装置及び装置全体の契約者であって、装置の維持管理、水道料金等の支払等、この要綱に定める一切の事項を行うため、入居者全員の代表たる地位にあつて各戸の使用人と連帯の責任を負う立場にある者（装置の所有者を含む。）をいう。
- (6) 使用者 集合住宅又は各戸別住宅及び附属施設の水道を使用し、親メーター又は子メーターで計算された水道料金等の納入義務者をいう。
- (7) 親メーター 市が給水装置に設置した集合住宅への給水量の総量を計量するための公設の水道メーターをいう（計量法（平成4年法律第51号）の検定を受けているものに限る。）。

- (8) 子メーター 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が受水槽と集合住宅の各戸及び附属施設との間に設置した当該各戸への給水量を計量するための私設の水道メーターをいう（計量法の検定を受けているものに限る。）。
- (9) 給水設備 配水管から分岐して設けられた給水管に直結する受水槽から分岐する給水管、止水栓、子メーター、給水栓等により構成された設備をいう。
- (10) 専用住居 独立して継続的に生活を営むことができるよう壁等で区画され、浴室（シャワー室を含む。）、便所及び台所を備えた住居をいう。
- (11) 集合住宅 居住の用に供する2戸以上の専用住居により構成される施設をいう。
- (12) 共用施設 浴室、便所、台所、食堂、洗濯室、散水栓等の入居者が共同で給水設備を使用することができる共用部分をいう。
- (13) 附属施設 共同住宅（主として個別住宅が集合した形態の賃貸又は分譲住宅をいう。以下同じ。）で各戸入居者が共有して使用する施設であって、管理事務所、会議室、散水栓等をいう。
- (14) 受水槽式（一括請求）集合住宅 親メーターにより給水量を計量する集合住宅をいう。
- (15) 受水槽式（各戸請求）集合住宅 各戸ごとに給水設備を有し、かつ、各戸ごとの子メーターによる給水量の計量（以下「各戸計量」という。）及び各戸ごとの水道料金等の徴収（以下「各戸徴収」という。）を行う集合住宅として管理者が認定したものをいう。
- (16) 検定期間満了期限 計量法第72条第2項の規定により同条第1項の検定証印に表示された有効期間の満了の年月（以下「検満期限」という。）

（適用範囲）

第3条 この要綱を適用する範囲は、この要綱の施行日以後に建築物を新築し、又は既に受水槽を経由して給水を受けている集合住宅とする。この場合において、各戸別住宅及び附属施設の全部が対象でなければならない。

2 この要綱は、親メーターと受水槽の間より分岐した装置がある場合は、適用しない。

（認定の要件）

第4条 第2条第14号又は第15号の認定の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 受水槽式（一括請求）集合住宅の認定に係る要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 集合住宅の使用者から使用開始届の提出があること。

(2) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の認定に係る要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 集合住宅の専用住居の各戸に子メーターが設置されていること。

イ 集合住宅に専用住居の用に供する部分及び非居住部分の各戸に給水量を計量する子メーターが設置されていること。

ウ 集合住宅に共用施設が設置されている場合は、当該共用施設に係る給水量を計量する子メーターが設置されていること。

エ 集合住宅の各戸の子メーターによる給水量の計量を1か所で行うことができる装置（以下「集中検針盤」という。）が施錠等による妨げのない、検針が容易な原則として1階の場所に設置されていること。なお、次に該当する場合は必ず1階部分の見やすい場所に集中検針盤を設置しなければならない。

（ア）建物が4階建て以上の場合

（イ）建物が1棟30戸以上の場合

（ウ）建物の入口がオートドアロック方式の場合

（エ）前3号に掲げる場合のほか管理者が必要と認めた場合

オ 集合住宅の子メーターにより給水を受けるもの全員から使用開始届の提出があること。

カ 当該集中検針盤が設置された階に水道使用量等のお知らせを配布する郵便受け箱が設置されていること。

（認定の申請）

第5条 第2条第15号の認定を受けようとする集合住宅の申請者等（区分所有に係る集合住宅にあっては、その代表者。以下同じ。）は、次に掲げる書類を管理者に提出し、認定を受けるものとする。

(1) 各戸検針承認申請書（様式第1号）

(2) 子メーター設置届兼検針対象者名簿（様式第2号）

(3) 管理責任者選任（変更）届（様式第3号）

(4) 施工図面（位置図、平面図、立面図等をいう。）

2 管理者は、前項の申請があったときは、当該申請に係る集合住宅の審査を行い、第2条第15号の認定の可否について、各戸検針承認（不承認）書（様式第4号）により通知するものとする。

（協定の締結）

第6条 管理者は、第2条第15号の認定をしたときは、受水槽式（各戸請求）集合住宅の申請者等との間で各戸検針及び水道料金等の徴収等に関する協定書（様式第5号）により協定を締結するものとする。

2 前項の協定の期間は、当該集合住宅の親メーターの検満期限の末日までとする。

3 第1項の協定は、更新することができる。この場合においては、協定の期間の満了の日の2月前までに、前条の規定により管理者に第2条第15号の認定の申請をし、当該認定を受けなければならない。

（協定の条件）

第7条 前条第1項の協定の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸において水道を使用する者（以下「各戸使用者」という。）に対し、前条第1項の協定の内容を十分に説明し、又は周知すること。

(2) 申請者等は、受水槽と受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸との間の水質の保全及び維持管理を、給水条例第42条の規定により行うこと。

(3) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターは、検満期限内のものであること。

(4) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターは、当該受水槽式（各戸請求）集合住宅の共用部分に面した施錠されていないパイプシャフト内等の安全かつ容易に給水量の計量、開栓及び閉栓の作業並びに調査等を行うことができる場所に設置し、専用住居内には設置しないこと。

(5) 申請者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターが故障し、若しくは破損したとき又は子メーターに異常があったときは、直ちに当該子メーターの交換その他必要な措置を講ずること。

- (6) 申請者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターの検満期限内に当該子メーターを交換すること。
  - (7) 申請者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の親メーター及び子メーターによる給水量の計量は管理者が行い、集中検針盤を設置した階の郵便受け箱に投入する検針通知書により各戸使用者に当該子メーターにより計量した各戸使用者ごとの給水量を通知することに同意すること。
  - (8) 申請者等は、第12条に定める水道料金等の算定方法に同意するとともに各戸使用者に対し、その責任において十分な説明を行うこと。
  - (9) 申請者等は、各戸使用者の水道料金等の未納が発生しないよう措置を講じること。
  - (10) 申請者等は、各戸使用者が水道の使用を開始し、又は中止するときは、管理者への申込み又は届出を確実に行うよう周知すること。
  - (11) 水道料金等の支払は原則として口座振替の方法によることとし、申請者等は各戸使用者に対して口座振替の手続を行うよう促すこと。
  - (12) 申請者等は、受水槽式（各戸請求）集合住宅の入口が自動的に施錠される型式である場合は、管理者又は管理者が指定する者に対し、暗証番号の教示、開錠鍵の貸与等の解錠方法をオートロック集合住宅の給水停止処分に関する取扱要領様式第7号により協定を締結すること。
  - (13) 申請者等は、給水設備の破損等により漏水が発生したときは、直ちにその修理を行うとともに、当該漏水により生じた費用を負担すること。
  - (14) 申請者等は、各戸使用者から各戸計量又は各戸徴収についての苦情等があるときは、その解決に努めること。
  - (15) 申請者等は、当該集合住宅の売却、譲渡等をする際は、当該認定を受けていることを重要事項説明書に記載すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、管理者は、特に必要があると認めたときは、別に条件を付することがある。

（子メーターの設置費及び維持管理費）

第8条 第2条第15号の認定に必要な子メーターの設置費及び維持管理費（検満期限満了及

び故障等に伴うメーターの取替えに要する費用を含む。)は、申請者等が負担しなければならない。

(子メーターの取替え)

第9条 受水槽式(各戸請求)の認定を受ける者は、受水槽式(各戸請求)住宅の認定を受けるときは、事前に管理者に報告の上、検満期限の満了する月の末日までに子メーターの取替えを完了しなければならない。

2 受水槽式(各戸請求)の認定を受ける者は、故障により子メーターを取り替える場合は、管理者から通知を受けた後、速やかに取替えを完了しなければならない。

3 受水槽式(各戸請求)の認定を受ける者は、前第2項の規定により取り替えた子メーターに住宅番号、使用者氏名等を明記し、管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、受水槽式(各戸請求)の認定を受ける者が子メーターの取り替えが有効期間満了までに交換が完了しない場合は、受水槽式(各戸請求)を受水槽式(一括請求)へ変更できるものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合はこの限りではない。

(親メーターと子メーターの水量値の差の負担)

第10条 子メーターの水量合計値が親メーターの水量値に比して5パーセントを超えて上回る場合は、申請者等がその水道料金等を負担しなければならない。

(受水槽式(一括請求)集合住宅の水道料金等の算定等)

第11条 受水槽式(一括請求)集合住宅に係る水道料金については、次の各号に掲げる水道料金の区分に応じ、当該各号に定める額を使用者から徴収する。

(1) 水道料金 当該親メーターの計量による給水量に応じて給水条例第26条の規定により算定した額。なお、料率の異なる二種以上の用途に水道を使用するときは、いずれか高い料率を適用する。

(2) 下水道使用料 当該親メーターの計量による給水量により下水道条例第16条第2項の規定によって算定した汚水の排出量に応じて下水道条例第16条第1項の規定により算定した額。なお、料率の異なる二種以上の用途に水道を使用するときは、いずれか高い料率を適用する。

(受水槽式(各戸請求)集合住宅の水道料金等の算定等)

第12条 受水槽式（各戸請求）集合住宅の子メーターに係る水道料金等については、次の各号に掲げる水道料金等の区分に応じ、当該各号に定める額を各戸徴収により徴収する。

- (1) 水道料金 当該子メーターの各戸計量による給水量に応じて給水条例第26条の規定により算定した額
- (2) 下水道使用料 各戸計量による給水量により恵庭市公共下水道条例（昭和55年条例第23号。以下「下水道条例」という。）第16条第2項の規定によって算定した汚水の排出量に応じて下水道条例第16条第1項の規定により算定した額  
（給水契約の申込み）

第13条 受水槽式（各戸請求）集合住宅の各戸において水道を使用しようとする者は、給水条例第16条の規定により、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

（届出の義務）

第14条 申請者等は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類を管理者に速やかに提出しなければならない。

- (1) 申請者等に変更が生じた場合 各戸検針承認申請書及び申請者等及び住所変更届（様式第6号。以下「申請者等変更届」という。）
- (2) 申請者等の住所に変更が生じた場合 申請者等変更届
- (3) 管理責任者に変更があった場合 管理責任者選任（変更）届
- (4) 各戸使用者に転出入等の異動があった場合 各戸使用者による転出入の給水契約手続に係る書類
- (5) 装置の増設、改造又は撤去をするための工事をしようとする場合 当該工事内容のわかる書類

2 第6条の規定による協定の内容を変更する場合は、双方の協議を経た上で新たに協定を締結するものとする。

（協定の解除）

第15条 管理者は、申請者等又は各戸使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第15号の認定の取消し又は第6条第1項の協定の解除をすることができる。

- (1) この要綱又は協定に違反したとき。

- (2) 各戸使用者の一部が正当な理由なく水道料金等を納入期限内に納入しないとき。
- (3) 管理者が検針を実施することが困難であると認めたとき。
- (4) 受水槽式（各戸請求）集合住宅の使用が廃止されたとき。
- (5) その他管理者が協定関係の維持が困難であると判断したとき。

2 前項の規定により協定を解除した場合において、損害が生じることがあっても、管理者はその責任を負わない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、受水槽を経由して給水を受ける集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。